

(2007-06-11 部門長承認、09-14 修正、2011-08-11 修正、2025-02-12 修正)
学術部会「若手フォーラム」運営要領 (Version 4)

1. 定義：

- ・「フォーラム」は、学術部会で対象とする分野の中の特定のテーマに関する情報交換、勉強会、研究会などを通じて、その分野の研究の活性化を図ることを目的とした研究グループである。この中で、特に若手研究者の育成と活性化を目的に設置するフォーラムを「若手フォーラム」*と呼称する。

2. 活動内容：

- ・若手フォーラムは、参加メンバーによる自主運営とする。
- ・若手フォーラムは、参加メンバー相互の研究発表会に加えて、交流、製鉄所・研究所等の見学会等を企画・実行することができる。これらの活動により、研究者間の交流を深め学術的な研鑽を積むことができる上に、自主性、企画能力等を身につけることができる。また既存のフォーラムと同様に、研究会の提案および講演大会の討論会やシンポジウム（講演大会以外での開催を含む）等を企画、開催することができる。

3. 参加資格：

- ・参加メンバーは原則として35歳以下とする。また必要に応じて、適切な後見人を選定する。
- ・参加メンバーは原則として個人会員（正会員、準会員、若手会員等）であること。また、入会を勧誘することを前提に、非会員でも参画可とする*1。
- ・若手フォーラムには、博士後期課程の学生に限り参加することができる。
- ・座長と会計担当を各1名置くこととする。また必要に応じて副座長を置くことができる。ただし、座長、副座長および会計担当者は、会員であることを必須とする。

4. 活動予算：

- ・活動予算は、各学術部会の年度予算から拠出する。
- ・会計処理は、他のフォーラム同様とする*2。
- ・年度途中で、予算を超過して使用したい場合は、事前に運営委員会等で学術部会部会長の許可を得ることとする。事前に運営委員会の開催がない場合は、部会長の許可を得た上で、事後に運営委員会に報告することとする。

5. 若手フォーラムの設置：

- ・新規に若手フォーラムを設置する場合は、所属する学術部会の運営委員会の承認を得ること。

6. 活動計画の作成：

- ・座長は次年度の活動計画書を作成し、所属する学術部会の当該年度末の運営委員会に提出すること。

*1 非会員のメンバーの参画は可とするが、フォーラム予算の使用については「フォーラム会計処理ガイドンス」に従うものとする。

*2 具体的な会計処理については、協会ウェブサイトに掲載の「フォーラム会計処理ガイドンス」の最新版を参照すること

7. 活動報告：

- ・座長は活動期間中、所属する学術部会の運営委員会に随時活動状況を報告すること。
- ・座長は前年度の活動報告書を作成し、所属する学術部会の新年度最初の運営委員会に提出すること。

※「若手フォーラム」設立経緯：

平成 18 年（2006 年）、鉄鋼協会活動拡大検討 WG において、協会活動の更なる発展の具体策を募集、審査した結果、実施すべき事業の 1 つとして、「人材対策：若手の育成と活性化」を採択した。育成委員会で検討した結果、提案のあった「若手技術者フォーラム」と「産学連携若手研究者交流セミナー」の 2 件をまとめ、「若手フォーラム(仮称)」を学術部会に新設してはどうかとの提案があった。学会部門ではその提案を受け、可能な学術部会においては平成 19 年度（2007 年度）より実施することとした。

以上

(改定前)

(2007-06-11 部門長承認、9-14 修正、2011-08-11 修正)

学術部会「若手フォーラム」運営要領 (Version 3)

1. 設立経緯：

鉄鋼協会活動拡大検討 WG では、協会活動の更なる発展の具体策を募集、審査した結果、実施すべき事業の1つとして、「人材対策：若手の育成と活性化」を採択した。育成委員会で検討した結果、提案のあった「若手技術者フォーラム」と「産学連携若手研究者交流セミナー」の2件をまとめ、「若手フォーラム(仮称)」を学術部会に新設してはどうかとの提案があった。学会部門では、その提案を受け、可能な学術部会においては平成19年度より実施することとした。

2. 活動内容のイメージ：

参加メンバー相互の研究発表会に加えて、交流、製鉄所・研究所等の見学会等の企画・実行等を、メンバー自身で行う。それにより、研究者間の交流を深め学術的な研鑽を積むことができる上に、自主性、企画能力等を身につけることができる。既存のフォーラムと同様に、研究会提案、講演大会でのシンポジウム開催等も可能とする。

3. メンバー：

- ・メンバーは、原則30～35歳以下。必要に応じて適切な後見人を選ぶ。
- ・ドクターコースの学生も、メンバーに含めることができる。
- ・非会員でも可とするが、活動を通じて入会を期待する。

4. 会計処理：

- ・予算は、総合企画管轄の強化事業積立金から補填。
- ・原則として、従来のフォーラム同様とする。(「フォーラム会計処理ガイドンス」Version2 参照。) 但し、従来と異なり、学生にも旅費を支給できる。

5. 申請：

- ・別紙書式「学術部会若手フォーラム企画書(兼、終了報告書)」により、各学術部会から学会部門会議へ申請する。年度途中でも予算に余裕があれば、申請できる。

6. 審査：

- ・学会部門会議で行う。年度途中の追加申請は、書面審議で対応する。

7. 実施報告：

- ・終了後、申請時に提出した「学術部会若手フォーラム企画書(兼、終了報告書)」に、費用実績と活動報告を記入し、学会部門会議へ提出する。